

23 日 獣 発 第 39 号
平成 23 年 5 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

犬等の輸入検疫要領、係留中の身体障害者補助犬・災害救助犬の 動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領の一部改正について

このことについて、平成 23 年 4 月 1 日付け 22 動検第 1318 号をもって、農林水産省動物検疫所長から別添写しのとおり通知があったのでお知らせします。

このたびの通知の内容は、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）及び家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク（以下、「犬等」）の輸出入検疫関係要領については、平成 16 年 11 月 4 日付け 16 動検第 845 号により、通知しているところ、今般、横浜本所の所管である東京出張所が羽田空港支所に所管変更されることから、当該通知により定められた要領のうち、「犬等の輸入検疫要領」を一部改正し、あわせて「係留中の身体障害者を補助する犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」、「係留中の災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」を、それぞれ一部改正したので、本会会員への周知を求めたものです。関係会員等への周知方お願いします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



22動検第1318号

平成23年4月1日

社団法人日本獣医師会長 殿

農林水産省 動物検疫所長



犬等の輸入検疫要領、係留中の身体障害者を補助する犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領及び係留中の災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領の一部改正について

動物検疫につきまして、日頃のご理解とご協力に感謝します。

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンク（以下、「犬等」）の輸出入検疫関係要領については、平成16年11月4日付け16動検第845号によりお知らせしているところです。

今般、横浜本所の所管である東京出張所が羽田空港支所に所管変更されることから、当該通知により定められた要領のうち、「犬等の輸入検疫要領」を別添1の新旧対照表のとおり一部改正し、あわせて「係留中の身体障害者を補助する犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」を別添2の新旧対照表のとおり、「係留中の災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」を別添3の新旧対照表のとおり一部改正しましたので、貴会員に周知されたく依頼します。



(別添1)
 ○「犬等の輸入検査要領」新旧対照表
 (平成16年11月4日付け16動検第845号
 最終改正：平成22年10月1日付け22動検第593号)

改正案		現行	
前文(略)		前文(略)	
1～9(略)		1～9(略)	
別紙1 犬等の到着予定空港又は港を管轄する動物検査所の区域			
管轄する動物検査所	到着予定空港又は港が所在する区域	管轄する動物検査所	到着予定空港又は港が所在する区域
動物検査所	栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県	動物検査所	栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県
	[削る。]	東京出張所	東京都(東京港に限る。)、千葉県(千葉港に限る。)
	静岡県	清水出張所	静岡県
成田支所	茨城県、千葉県(千葉港を除く。)	成田支所	茨城県、千葉県(千葉港を除く。)
羽田空港支所	東京都(東京港を除く。)	羽田空港支所	東京都(東京港を除く。)
	東京都(東京港に限る。)、千葉県(千葉港に限る。)		
沖縄支所	沖縄県(那覇空港を除く。)	沖縄支所	沖縄県(那覇空港を除く。)
	沖縄県(那覇空港に限る。)	那覇空港出張所	沖縄県(那覇空港に限る。)

別紙2(略)

別記様式第1号～別記様式第12号(略)

別紙2(略)

別記様式第1号～別記様式第12号(略)

(別添2)

○「係留中の身体障害者を補助する犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」新旧対照表
(平成17年4月14日付け16動検第1338号)

改正案	現行
<p>前文 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別記様式第1～2号 (略)</p> <p>別記様式第3-1号</p> <div data-bbox="662 1142 885 1982" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">整理番号 平成 年 月 日</p><p style="text-align: center;">殿</p><p style="text-align: center;">犬の持ち出し許可書</p></div> <div data-bbox="949 1142 1077 1982" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">家畜防疫官</p></div> <p>別記様式第3-2～4号 (略)</p>	<p>前文 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別記様式第1～2号 (略)</p> <p>別記様式第3-1号</p> <div data-bbox="678 257 901 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">動検 平成 年 第 月 日</p><p style="text-align: center;">殿</p><p style="text-align: center;">犬の持ち出し許可書</p></div> <div data-bbox="965 257 1093 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">家畜防疫官</p></div> <p>別記様式第3-2～4号 (略)</p>

(別添3)

○「係留中の災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」新旧対照表
(平成17年4月14日付け16動検第1338号)

改正案	現行
<p>前文 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別記様式第1～2号 (略)</p> <p>別記様式第3-1号</p>	<p>前文 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別記様式第1～2号 (略)</p> <p>別記様式第3-1号</p>
<p>整理番号 平成 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>犬の持ち出し許可書</p>	<p>動検 平成 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>犬の持ち出し許可書</p>
<p>家畜防疫官</p> <p>別記様式第3-2号 (略)</p>	<p>家畜防疫官</p> <p>別記様式第3-2号 (略)</p>

別紙 1

犬等の到着予定空港又は港を管轄する動物検疫所の区域

管轄する動物検疫所		到着予定空港又は港が所在する区域
動物検疫所	動物検疫所	栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県
	北海道出張所	北海道
	仙台空港出張所	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県
	新潟空港出張所	新潟県
	清水出張所	静岡県
成田支所	成田支所	茨城県、千葉県(千葉港を除く。)
羽田空港支所	羽田空港支所	東京都(東京港を除く。)
	東京出張所	東京都(東京港に限る。)、千葉県(千葉港に限る。)
中部空港支所	中部空港支所	長野県、岐阜県、愛知県(名古屋港、三河港、名古屋飛行場を除く。)、三重県
	小松出張所	富山県、石川県、福井県
	名古屋出張所	愛知県(名古屋港、三河港、名古屋飛行場に限る。)
神戸支所	神戸支所	京都府、滋賀県、兵庫県
	大阪出張所	大阪府(関西国際空港を除く。)、奈良県、和歌山県
	岡山空港出張所	鳥取県、島根県、岡山県
	広島空港出張所	広島県
関西空港支所	関西空港支所	大阪府(関西国際空港に限る。)
	小松島出張所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司支所	門司支所	山口県、福岡県(北部家畜保健衛生所の管轄区域に限る。)、大分県
	博多出張所	佐賀県、福岡県(中央、両筑及び筑後家畜保健衛生所の管轄区域のうち、福岡空港を除いた区域。)
	福岡空港出張所	福岡県(福岡空港に限る。)、熊本県
	長崎空港出張所	長崎県
	鹿児島空港出張所	宮崎県、鹿児島県
沖縄支所	沖縄支所	沖縄県(那覇空港を除く。)
	那覇空港出張所	沖縄県(那覇空港に限る。)

(参考：係留中の身体障害者を補助する犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領
係留中の災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領 共通)

別記様式第3号-1

整理番号 号
平成 年 月 日

殿

犬の持ち出し許可書

平成 年 月 日付けで貴殿から申請のあった検疫中の犬の持ち出しについては、
下記のとおり許可する。

記

- 1 犬の用途及びマイクロチップ番号
- 2 持ち出し先
 - (1) 住所
 - (2) 飼養管理者名
 - (3) 持ち出し中の飼養管理者の携帯電話の番号

3 許可期間

4 係留検査を担当する動物検疫所

5 検査月日

以下の期日に動物検疫所に犬を連れ帰り検査を受けること。

- (1) 平成 年 月 日 検査担当家畜防疫官
- (2) 平成 年 月 日 検査担当家畜防疫官
- (3) 平成 年 月 日 検査担当家畜防疫官
- (4) 平成 年 月 日 検査担当家畜防疫官

動物検疫所 支所
出張所

家畜防疫官